

# 経営者保証ガイドラインに関する対応方針

津軽みらい農業協同組合  
令和5年9月29日 制定

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための体制整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客様と経営者保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

## 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客様から資金調達のお申込みを受けた場合には、当該法人の経営状況等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。

## 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客様との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する説明を丁寧かつ具体的に行います。
- (2) 保証金額の設定については、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

## 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客様から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には適切に判断します。

## 4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲については、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。